静岡地裁は死刑判決を下し(一九六八年)、第二審の東京高裁もまた控訴を棄却(一九七六年)、そして最

裁

が

上告を棄却して、これで袴田の死刑が確定した(一九八〇年)。

以来、

袴田はいわゆる確定死刑囚

はじめに

半世紀前の事件

殺人放火の大事件だった。この事件をここでは、事件現場の地名をとって「清水事件」と呼ぶ(図1)。 が全焼し、焼け跡から一家四人の遺体が発見された。遺体にはいずれも一○カ所前後の刺し傷 五○年以上も前のこの清水事件が、 九六六年六月三〇 日未明、 静岡県清水市(現在の静岡市清水区)で味噌製造販売会社を経営する専務宅 じつは、いまもなお決着を見ていない。 があって、

られた。 から四九日後に逮捕、厳しい取調べのあげく、一九日後に自白に落ち、 やったと認め、 警察・検察の取調べで袴田から取られた大量の自白調書は、その大半が任意性に欠けるとして、 公判になって袴田は自白を撤回し、 .後から行われた警察の捜査で、味噌製造工場の住み込み工員袴田巌(三○歳)が疑われて、 から排除され、 一家四人殺しの事件であるから、 か。 具体的な犯行状況を詳細に自白したのなら、それだけでもう真犯人の自白と言ってよ 多くの人たちは、 採用されたのは検察調書一 そう思うかもしれない。 それ以降、 有罪と認められれば死刑は確実である。そのような大事件を 通のみであった。その自白過程にはあまりに謎が多い。 一貫して無実を主張してきた。 しかし問題はそれほど単純ではない。 四五通に及ぶ大量の自白 その袴田に、 事件発 調 じっさ 書 裁 が 取





朝日新聞 1966 年 6 月 30 日夕刊

請求を行い、やがて日本弁護士連合会の支援

事件

岡

(これを以下「確定判決」と呼ぶ)に対

袴

田は、

その後、

確定した静岡

地 して

裁

判 再

決

獄の外で暮らす確定死刑

囚

いて 判所は、 かくして確定死刑囚が娑婆に釈放された。しかし、そこで裁判の決着はつかなかった。 D N 同時に、 A鑑定を行ったところ、そこに根本的な疑問が生じたのだという。そして、開始決定を下した裁 問 .題の着衣に捜査側の証拠捏造の可能性すらあるとして、袴田の身柄を獄から解い わが 玉 「の法は、

てきた犯行時着衣について、最新の方法を用 とである。それまで有罪の決定的証拠とされ 発生から四八年、死刑確定から三四年後のこ 裁がようやく再審開始の決定を下した。 を得て、長い闘いの末、二〇一四年に静

消す決定を下したのである。 定の方法に問題があるとして即時抗告を行い、これを受けた東京高裁が、二〇一八年に再審開始を取 開始決定にすら検察側の抗告を認めている。 確定死刑囚の身分のまま、実姉秀子さんとともに浜松市で静かに暮らしている。 ただ、 袴田の身柄をふたたび獄に戻す措置は取らず、 検察側は静岡地裁の再審開始決定に対して、 結果として、 D 袴田 Ν Α は ŋ

どうしてそのようなことが起こっているのか。 獄の外で生きている。それはまことに不思議な事態である。 る。そして、 確定死刑 囚は、 死刑執行までの間は身柄を拘置所に置かれる。 「判決確定後六箇月以内に」法務大臣の命令によって死刑を執行されるべき身分にあ そこにはわが国の刑事司法の大きな闇と小さな光が入り もちろん、 ところが、 袴田は確定死刑囚でありながら わが国の裁判史上、 前 例がない。

清水事件と袴田事件

混じっている。

清水事件であろうと、袴田事件であろうと、ただの呼称のちがいでしかない。 が殺人犯として正しく裁かれたはずだと、ごく単純に理解している人も少なくない。 でに四○年を経過しているのであるから、そう呼んでもおかしくはない。じっさい、 袴田巌という人物がこの事件の犯人として疑われ、 田 が 裁かれて確定死刑囚となったこの清水事件は、 裁判で死刑の判決を受けて、 これまで「袴田事件」と呼ばれてきた。たしか この事件は、袴 この これが確定し、す 理解の下では 田

長く獄中に囚われてきたのかもしれない。そうだとすれば、これは立派にもう一つの事件である。 袴田事件は同じ一つの事件だったのか。もしかすると「清水事件」という名の殺人放火事件が、 のどこかでねじれて、 しかし、袴田事件は発生から半世紀を過ぎてなお再審請求審がつづいている。そもそも、 この誤った事実認定がまかりとおって、清水事件とはまったく無関係の袴田が、 「清水事件」と呼ばれる一つの陰惨な犯罪事件が、 無実の袴田巌が疑われ、 犯人にされてしまったのかもしれない。そして裁判で 無実の人を死刑囚として何十年にもわたって獄 確定死刑囚として 水事件と 捜査段

という呼び名の背後には、こうした根本的な疑問がはらまれている。 に閉じ込めるという、もう一つの悲惨な冤罪事件を引き起こしてしまったのかもしれない。「袴田

ある。そうだとすれば、 らある。そのことを弁護団は早くから指摘していて、その主張が、先の再審開始決定で認められたので 務において、 過程の問題が心理学の視点から十分に分析、検討されることがない。いや、 この二つを結びつけた袴田の自白過程にあるはずである。しかし、一般に、 もし清水事件と袴田事件が、そのように二つの別個の事件であったとすれば、この疑問を解くカギは 清水事件の犯人は袴田だとする決定的な証拠があるのなら、 自白の心理学的な分析はむしろ敬遠されていて、その必要性すら認められない現実がある。 しかし、 袴田の捜査段階の自白をあらためて検討しないわけにはいかない。 これまで有罪の決め手とされてきた証拠に、じつは捜査側の証拠捏造の疑い いまさら自白の問題を云 それ以上に、 刑事裁判においては、 刑事裁判 自白

語りが取調官の手で文章化され、自白調書になっていく、 うな自白調書がどのようにして録取されてきたのか。 れば、「証拠」から排除された四四通の自白調書こそが逆に問題となる。そもそも任意性が疑われるよ ながら、そのうえで検察官の取った一通の自白調書だけは任意性を認めることができるとして、これを 自白調書四五通のうち四四通に対し、裁判所はその取調べに任意性を欠く問題状況があったことを認め に分析のメスを入れて、これを十分に検討したとは言いがたい。取調官たちが録取し検察側 証拠」として採用し、事実上、有罪判決の欠かせない根拠としてきた。 じつのところ、裁判所は袴田事件の確定審段階でも、またその後の再審請求審でも、袴田 袴田が自白に落ち、 その調書作成の背後でいったい何が起こった そこで語ったとされ しかし、心理学の視点から見 が提出 の自白過程 る袴

のか。 田が清水事件について非体験者でしかない兆候、 繰り返し指摘してきた。 刑 が、 は袴田 が その自白 確定 事件弁 の自白過程の分析を重ね、 して一〇年が経過した一九九〇年、 聴取 護団から、 の過程には心理学的に検討しなければならない問 しかし、 心理学の研究者として、 私が最初の鑑定意見書を提出した一九九二年以来、 裁判所が証拠から排除した自白調書のなかに、むしろ逆に、 いまから数えてもう三〇年も前のことである。 つまり無実の人でしかない兆候が見出されることを、 袴田の自白過程の分析を依頼されたのは、 題 がが V) くつもある。 裁判所がこの分析

それ 袴 以 田

取調べ録音テープの半世紀ぶりの開

結果を受け入れることは一度もなかった。

この録音テー 年の二〇一五年のことである。 が判明して、 ところが、 示された録音テープは、 これが弁護団に開示された。二〇一四年に再審開始決定が出て、 ・プは、 最近になって、清水事件にかかわる袴田 半世紀近くにわたって、その存在が伏せられてきたことになる。 袴田の取調べの全過程を収録したものではなく、その一部でしかない。 問題の取調べが行われたのは事件が起きた一九六六年のことであるから、 の取調べ過程が録音テープに収められていること 袴田の身柄が解か

られているし、 官たちが袴田を取り囲んで問い詰め、 ついて取調官から問われて、 白に落ちたそのときの取調べ 取調べの二〇日目、 犯人として十分に答えられない、 袴田があきらめて犯行を認めたその日、 袴田が否認して応じるそのやりとりが三○時間余にわたって収 は収録されていない。 しかし、 その様子が一一時間近く収録されてい 袴田逮捕 袴田がその具体的な場面 0 日から一 九 日 間、

後の袴田の語 白したという事実ではない。その自白が長い否認の期間を経てどのように引き出されたのか、自白 この録音テープから、たしかに袴田が取調べ過程で自白に落ちたことは確認できるが、問題は単に りがどのようにして自白調書にまとめられたのか、そして、その袴田の語りがはたして清 [転落

水事件を犯行体験者として語ったものと言えるかどうか。そこにこそ問題がある。

いくら遅きに失したと言われようと、解かざるをえない問題

ば、その無実者の語りであることを示す痕跡がなんらかのかたちで残されているはずである。 もし、この自白が真に犯人のものだったとすれば、そこには犯行体験者の語りであることを示す徴がな 部とはいえ、文字通りに生の問答として録音テープに収められていることの意味は大きい。じっさい んらかのかたちで刻まれているはずであるし、逆に、もし袴田がその主張のとおりの無実だったとすれ 取調べの場で袴田が頑強に否認を繰り返し、そして最後に自白に落ちて、犯行内容を語る過程

の年月が過ぎている。遅きに失したと言わなければならない。しかし、どれほど遅きに失したと言われ の結び目が隠れていないかどうかを検証する。 清水事件」と「袴田事件」というまったく別々の事件が、一つのものとして結び合わされていく、そ 私たちが取り組まなければならない問題はここにある。つまり、この取調べ録音テープの分析をとお 刑事司法の闇のなかでももっとも奥深くに潜む取調室の内側に、可能なかぎり光を当て、そこに 当の袴田 がなお確定死刑囚として再審請求をつづけ、 事件の発生から半世紀あまり。思えば、恐ろしいばかり 納得のいく決着を見ていないかぎり、

くべき問題は、

やはりこれを解かないわけにはいかない。

		第 2 章						第 1 章
2 「パジャマの血」をめぐる取調官の策略 65	1 取調べ初日(八月一八日) 54	「パジャマの血」の追及で自白に落ちたという謎 自白転落の前夜まで	4 一自白の設」を解く親たな鍵 33	「自日の米ーな料、竹こな建	3 袴田の自白過程とそこに浮かび上がる三つの謎 26	2 袴田が容疑の線上に上がった理由 1	1 清水事件の発生と初動捜査 2	――袴田自白をめぐる三つの謎 清水事件と問題の所在

目次

xi

第 4 章						第 3 章	
――起訴前の検察調書だけが「証拠」として採用されたという謎第二の謎 起訴の直前まで	6 犯行筋書Ⅰから犯行筋書Ⅱ、犯行筋書Ⅲへの変遷 165 松本警部が突きつけた疑問 153	「甚吉袋と金袋」 334 犯行筋書Iのなかで語られた「犯行動機」「裏木戸の出入り」	3 午後からの岩本警部補の取調べ 122	(正午過ぎまで) ?。2 最初の二通の自白調書の作成過程と直後の松本警部の取調べ	1 偽装された「自白調書の作成順序」 👓	――自白の犯行筋書が日替わりで変遷したという謎第二の謎 自白に転落したその日	4 自白に落ちた九月六日の朝 % 3 勾留延長後の取調べから自白転落の前夜まで 77

自白転落後の吉村検事の取調べ状況

第5章 袴田自白の謎はなぜ裁判で見過ごされてきたのか 3 2 1 3 2 自白をめぐる経験則の悪弊 ――有罪を前提とした自白判断の危険三つの謎の背後にあるもう一つの謎 相互に絡み合っていること 9 警察官の取調べと吉村検事の取調べとが 自白過程そのものを心理学的に分析することの意味 否認段階の取調べ録音テープで見る吉村検事の取調べ姿勢 237 217 226 185

215

あとがき

251

[引用文について]

*今日の人権意識に鑑みて不適切と思われる語句が用いられている箇所があるが、事件発生当 時の社会状況を踏まえ、原文のママとした。

*原文における誤記には〔ママ〕と付した。なお、引用文中の(ママ)は、東京救援会において調 *著者による補足、注記は〔〕で括った。

*引用文における仮名遣いおよび旧字・異体字は原文に従った。難読の場合には、新仮名、新

書を入力し直した際に付記されたものである。

*読みやすさの観点から、「?」などの記号の後には一字分の空白を補った。また、原文の空 字体を〔〕に入れ、ルビとして補った。

白を省略したり、改行を取りやめたりした箇所がある。

第 1 章

清水事件と問題の所在

りにわたる経緯を、 にしておかなければならない。 本題となる袴田の取調べ録音テープの分析に入るまえに、清水事件の発生から今日まで、五○年あま おおよその流れに沿って説明し、そのうえで、まず袴田自白の何が問題かを明ら

はどのような理由で疑われたのかというところから話をはじめよう。 最初に、そもそも清水事件はどのような事件であったか、 事件の発生直後の初動捜査において、 袴田

1 清水事件の発生と初動捜査

家四人殺害事件

それぞれの死体周辺にガソリンを撒いて火を放たれた痕跡が残されていた。 出て、家屋が全焼、その焼け跡から四人の死体が見つかった。死体にはいずれも多数の刺し傷があり、 である。この地区で味噌の製造販売を営む「王こがね味噌」の専務橋本藤雄宅から、 事件が起こったのは、いまから五四年前の一九六六年六月三○日未明、 場所は静岡県清水市横砂地区 午前二時前に火が

殺害されたのは専務の橋本藤雄(四一歳)と妻のちえ子(三九歳)、次女の扶示子(一七歳)、 四歳)の一家四人である。長女の昌子(一九歳)は、しばらく前から藤雄の両親(つまり昌子の祖父母)の家 長男の 朗

2

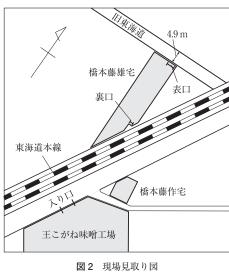
に同 入らず、おかげで難を逃れた。 居していて、 現場となる父親宅に立ち寄ったものの、 事件の日まで数日間、 友人と京都に旅行に出 父親とシャッター越しに言葉を交わしただけで、 かけており、 事件前空 夜一〇 時過ぎに帰

道路に面している。屋内に入って、細長い土間を通り抜けて裏口から出れば、 図2に示したように、事件現場となった橋本藤雄宅は、 が目の前にある。 その線路を渡った向かい側に、 橋本家の経営する二階建ての味噌製造工場があ 表口が旧東海道となる道幅五メートル 当時の国鉄東海道本

ほ

線 どの

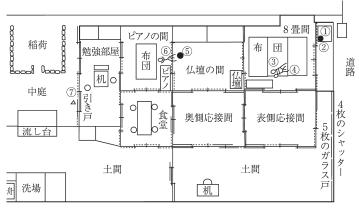
0



現場の藤雄宅の裏口から工場入り口までは直 離にして約三二メートル。その工場の二階に従業 藤作宅があって、長女昌子はそこに同居 通りを隔ててその北側には藤雄の うちの一人だった。 員用の寮として部屋が二つあって、 計四人が住み込んで働いていた。 両親の住む橋本 工員が二人ず 袴田はその してい 線距 た

事件 後の現場 検証

いる。 と思われる物的証拠が現場から数多く採取され 警察による現場検証の結果、 のちに問題となる点を中心に簡単に見てお 事件に関 係があ 7



①夜具入れ ②現金在中の甚吉袋 ③ちえ子 ④雅一朗 ⑤くり小刀 ⑥扶示子 ⑦雨合羽 ⑧血痕 ⑨藤雄 ⑩油を含むボール紙・パンツ ⑪ポーチ(がま口) ⑫金袋 ⑬金袋

寸

の上で、

たがいに抱き合うような姿で血を流

長男の雅一

朗

④は、

屋内の奥八畳間に敷いた布

ル紙などが焼け残っていた。妻のちえ子(③)と

放火に用いたと思われる油の浸みこんだボ

出所: 浜田寿美男『自白の心理学』岩波新書, 2001年, 156-157頁.

たが、 れ あった布団に集中していて、 上に膝を乗せるようにして、 そして次女の扶示子(⑥)は、 て倒れていて、その周辺から油が検出されている。 の足元で見つかったくり小刀が発見されただけで つかってい っていたピアノの間で、 t 四人には いた。 その (V る。 凶器とおぼしきものとしては ずれも刃物で刺された傷が多数あ 血 痕はピアノの 仏壇 その周囲に油が撒 うつ伏せの姿勢で見 自分の 0 間 間との境の敷 0 中 部屋として使 一央に敷 扶示子 V 居 か 7 0 0

。図3は事件後の専務宅の状況である。

藤

雄は、

土

間を通り抜けて裏口に出る手前

のとこのをこ

まず、

被害者たちの死体の位置について、

8

ろに仰向けで発見され(⑨)、その場に血

頭が

あ

ŋ

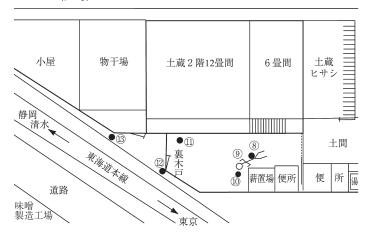


図3 事件後の専務宅の状況

捨てられていた販売員用の雨合羽(⑦)の右ポケッ

センチで、その鞘と思われるものが、

中庭に脱ぎ

なっており、

刃わたりは一二センチ、

ある(⑤)。このくり小刀は.

柄の部

分が焼けてなく

いる。 専務宅には相当の現金があったことが確認されて る(②)。そのなかに六個の布の小袋があって、 袋という木綿製の丈夫な袋に入れて持ち運びして あったのは月末の、 らお金が奪われた形跡があった点である。 ばに落ちていて、 庭から雅一 ていた奥八畳間の夜具入れ(①)から発見されてい いた。その甚吉袋そのものは、 ○センチほど開い もう一つ、この事件で注目されるのは、 から見つかっている。 一つは印鑑や通帳を入れた袋で、 藤雄 朗 は ふだんから現金などの貴重品を甚吉 の勉強部屋に上がる入り口 その勉強部屋の引き戸は扉が五 てい 従業員に給料を支払う前日 た。 なお、この 藤雄らが寝室とし 残りの五個 雨合羽は、 のすぐそ 事 現場 伜 が 中

袋」と呼ぶ)。販売員たちは各自この金袋を事務所に持ち帰って、藤雄がそれらをまとめて甚吉袋に入れ とに担当の販売員が月末に集金してそれぞれ布小袋に入れていたものだという(以下、この布小袋を「金 はいずれにも約一万円から約一○万円の現金と小切手が入っていた。関係者によれば、これらは地区ご ておいたのである。ところが、各販売員が集金して金袋に入れて持ち帰ったものが、本来なら全部で八

が入っていた。 の金袋が発見されなかったことである。そこには前日に集金した八万五千円あまりの現金と小切手二枚 の二個の金袋がどうしてそこに落ちていたのかは不明である。そして、問題は、残りもう一個あるはず はそれぞれ現金と小切手があり、その額は集金した通りのものだったことが確認されている。ただ、こ 現場検証の結果、そのうちの二個の金袋が裏木戸を出た先の線路のあたりに落ちていて(⑫⑬)、なかに 個なければならないのに、事件後甚吉袋に入っていたのは五個で、三個がそこから見つかってい なお、藤雄が倒れていた裏木戸の近くに、ちえ子が日常的に使っていたポーチ(がま口

とめたもので、実際には、ほかに事件に関係するかどうかが不明な多くの物が現場から採取されている。 現場検証によって発見されたこれらの物的証拠は、袴田を犯人と特定して起訴したのちに捜査側

が落ちていて(⑪)、千四百円あまりの現金が入っていたが、そこからお金が盗まれた形跡はない。

静岡県警の『捜査記録

それについてはここで触れない。

気管支から煤が検出され、 人は、いずれ B 血中に一酸化炭素が混じっていた。それは、火が放たれたとき、まだ生 ○カ所前後の刺し傷があり、 そのうち藤雄を除く三人は、 袴田

の裁判記録を見ても、

清水事件の容疑者として、

ら見ても、

道の土間で死んでいたので、放火されたときなお生きて呼吸をしていたかどうかは不明である。 団のところで刺されてからそこまで移動したことがうかがわれる。 きて呼吸 いう陰惨な事件だった。 二メートルほど離れた布団の上に血痕が目立つし、そこに油が多く検出されているところを見れ 藤雄を除く少なくとも三人は、刃物で刺されて瀕死状態になったところを油で焼き殺されたと していたことを示している。 とくに扶示子については、 死体のあった位置に大きな血 その点、 藤雄については空気 いずれ がなく、

査が進められ、そこからどのような情報が得られたかについては、 要員計八○名を当てて、 れていく過程は、 事件発生後、 何もわからない。 静岡県警は「全国的にも異例な残虐極まる凶悪な犯罪」として捜査本部を設置 その後の裁判過程で詳細に検討されることになる一方、それ以外の線でどのような捜 全力を挙げて本件捜査に臨んだ。しかし、そこで容疑者として袴田 袴田を被告人とする裁判記録を が り込 専従

の裁判のなかでは、 が真実の解明になるが、もし被告人が無実で、冤罪だったということになれば、 審理し、その有罪無罪を決するものである。 そもそも刑事裁判とは、起訴された被告人に対して、検察側の有罪立証が尽くされているかどうかを したがって、 そののち警察があらためて積極的 何一つ明らかにならない。 もし袴田が清水事件の真犯人でなければ、 それゆえ訴えられた被告人が真に有罪であれ に再捜査を進めない かぎり、 その事件の真相は、 当の 事件は迷宮入りとい もとの事 件 0 真相 判 は 自

袴田以外にどのような人物が浮かん

にまで及んだというこの事件では、袴田以外の人物をターゲットにした別の線の捜査もそうとうに行わ られたという前提で、その捜査過程が整理され、 内部文書である。もちろん、そこでは袴田が清水事件の犯人であることを立証できるだけの証 の陰惨な大事件について、最終的に袴田を起訴するに至る経緯を、 部鑑識 田の第 上から外れたのかなどの情報は、ほとんど表に出てこない。ただ、幸いなことに、この事件の場合、 でいたのか、その容疑者たちに対する捜査がどのように進められ、どのようにしてその人たちが捜査 審 これを |課の名で『清水市横砂会社重役宅一家四名殺害の強盗殺人放火事件捜査記録』という内部文書 の審理が進んで検察側立証がほぼ終わった段階で、静岡県警察本部刑事部捜査第 『捜査記録』と呼ぶ)が作成されていて、たまたまこれが弁護団の手に入った。これは、こ 記録されている。しかし、 いわば成功譚としてまとめた警察の 捜査人員が延べ七二二三名 一課・刑 拠が固

袴田以外に容疑線上に上がった人たち

れていて、その捜査状況の一部がこの

『捜査記録』に記載されている。

ことが書かれ 上に上がり、捜査の対象になっていたかについての記載が一七頁ある。そこには、たとえば次のような |捜査記録』は全体で七五頁の小冊子であるが、そのなかで袴田以外にどのような人たちが容疑の線 ている(四三頁)。

等への出 清水市内の業者のリストを作成し、 入りが激しく、 その店の数は六〇数軒に及び女性関係については噂が高 軒残らずきめこまかく被害者と特に親交のあった者、 かっ たので、 稼働し

被害者の橋本藤雄は商売上手で、取引客などと清水市内、静岡市内のバー、キャバレー、

飲食店

水事件の初期捜査で、

『捜査記録』からは、

袴田以外にどのような人物が容疑線上に上がり、

どのようにしてその線上

清水事件の背後に、

こで検討しなければならないのは、

もちろん、

袴田への容疑であり、

その自白過程である。

がなされていたこと、

そして何人もの人たちが容疑の線上に上がっていたことが確認できる。

袴田を容疑者とする線の捜査以外に、

右記のように外形的なことしか

わ

からない

0)

だがが

あれこれ

別

0

は慎重に、 ている店員の素行等、 特に専務と交際があった女性は次の者で〔筆者注:二名の実名が挙げられている〕、この者について しかも徹底的に捜査を実施したが、 被害者、 又は工場に出入りしたことの有無について突込んだ捜査を実施 本件に対する容疑点は発見できなかった。 した

てもあれこれ捜査を行ったとして、その捜査結果が具体的に記録されている。 このほかにも被害者四人にかかわる怨恨の線の可能性がないかどうか、 男女関係のもつれなどに

取り調べたという。この人物については、 興費で未払いが二五万余円あり、月々その請求を受けていた(四九頁)。この人物の給与は手取 力団員と共謀した花札賭博事件が判明し、 三万五、六千円でしかなく、 の交際もあって、 歳)が取り上げられている。この人物は事件当夜のアリバイが確認できないうえに、「暴力団 ○○万余円の穴をあけこの賭金の請求も劚員より強くうけていて」、さらにバーやキャバ あるい は、 橋本藤雄が雇用していた会社の従業員について、 組員の経営するバー等に出入し、かけごとを好み、この一味のものと花. その遊興費の出所に疑問が持たれた。そこで内偵を進めた結果、 結局、 袴田逮捕の二日後の八月二○日には、この従業員を逮捕 容疑から外されるが、 経理係として雇ってい その理由 がは つきり た人物 札賭博をやり レート 稲 しな 複数 りで月に Ш での 組員と の暴 7

2 袴田が容疑の線上に上がった理由

事件から四日後の取調べ

要参考人として任意同行下で取調べを受けている。のちの裁判で検察官が行った「冒頭陳述」 事件の直後から、容疑者として捜査の線上に上がっていて、事件四日後の七月四日には、

- その際、 袴田の容疑として次の五点があったという(一五~一六頁)。
- 1 く、工場および被害者方の内部事情を知った者の犯行であると認められること。 遺留証拠品並びに犯行当夜の状況から見て、本件は外部の者による、 いわゆる流しの犯罪ではな
- 3 被告人には犯行当夜アリバイがないこと。

被告人が事件直後、左手中指に怪我をしていたこと。

2

- 4 捜索の結果、被告人の部屋から血痕の付着したパジャマや作業衣が発見されたこと。
- 5 かったこと。 被告人の前歴が元プロボクサーであり、 日頃の勤務態度もあまり真面目ではなく、夜間外出も多

を事件につなげるのは安易にすぎる。ただ、ここで袴田が「元プロボクサー」だったことをことさら取 の多くがこれに当てはまる。また、 かもしれないが、しかし、「外部の者による、いわゆる流しの犯罪」ではないという程度では、 これを見るかぎり、決定的と言える容疑はない。容疑理由の1は、事件の状況からしておおよそ妥当 理由の5も、たとえその通りだったとしても、こうした素行 、関係者 の問題